

# 政策調整会議の概要

開催日 平成 20 年 11 月 20 日 (木)

## 項 目

- 1 高知県教育振興基本計画策定に向けての教育懇談会について【教育委員会】
- 2 県内の治安情勢と年末の防犯対策等について【県警本部】
- 3 平成 19 年度決算検査報告への対応について【総務部】

## 内 容

- 1 高知県教育振興基本計画策定に向けての教育懇談会について【教育委員会】  
教育委員会より、高知県教育振興基本計画についての説明と、計画策定に向けた教育懇談会の開催について説明があった。

### 【説明概要】

- ・今年 7 月に教育基本法が改正されたが、同法第 17 条には都道府県が教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが努力義務として定められているため、現在高知県では当該計画の策定に取り組んでいるところである。
- ・高知県は、学力、不登校、暴力行為、中途退学など大変大きな課題を抱えており、それらを解決すべく今後 10 年を通じて目指すべき教育の姿を議論していくことになっている。
- ・目指す姿の実現に向けて、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を入れていくこととなる。
- ・スケジュールとしては、本日第 3 回高知県教育振興基本計画検討委員会を開催することとなっているが、中間まとめを来年 3 月末、最終的には来年 7 月に計画を策定する予定となっている。
- ・11 月 28 日からは、県下 4 会場で、地域懇談会を開催し、一般県民の方の意見を広くもらうことにしている。県職員にもぜひ参加してもらいたい。

- 2 県内の治安情勢と年末の防犯対策等について【県警本部】

県警本部より、治安情勢及び年末年始の防犯対策について説明があり、意見交換を行った。

### 【説明概要】

- ・全国で見ると、治安のパロメーターとして使われる刑法犯認知件数が約 285 万件となった平成 14 年から、緊急治安対策プログラムや犯罪に強い社会実現のための行動計画等を全国の警察挙げて展開した結果、平成 15 年以降は減少傾向に転じ、平成 19 年には約 191 万件となった。
- ・交通事故死者数は、7 年連続して減少しており、昨年には 54 年ぶりに 5 千人台となるなど、数字的には安全・安心に向かっているように見えるが、無差別殺人事件、親族・親子間での殺人事件、死亡ひき逃げ事故といったものが最近多発しており、治安が良いといえる状況にはなっていない。
- ・県内では、中長期的な施策として治安対策プログラムの高知県版を昨年から推進しているところである。
- ・今年 1～10 月までの刑法犯認知・検挙状況については、昨年に比べて減少しているものの検挙人員のうち 38.6%を少年が占めている。また、今年検挙・補導した少年 7,603 人のうち、中高校生が 74.1%を占めており、今後も中高校生対策をする必要がある。
- ・振り込め詐欺については、10 月に強化月間の活動を行ったが、昨年 10 月比で累計被害額が 6,200 万円程度増加している。被害者のうち高齢者は 51 名、約 35%であり、高齢者だけでなく若者も被害に遭っているという状況である。現金を回収しに行く、ゆうパックで送るなど新たな手口も次々出てきている。
- ・交通事故による死亡者数は 2 年連続増加している。今年は 10 月末で 41 名だが、そのうち 25 名、61%が高齢者であり、高齢者対策が非常に必要な状況にある。
- ・現在、警察署の 1 増 5 減の再編計画を進めているところであるが、清水署の存続を求める会の皆様方からの統合時期を平成 24 年 4 月とする要望書をもらい、県警本部長から、「要望に沿ったかたちで再編を進めたい」

との返事をしたところである。

- ・年末年始は人も金も動き、非常に犯罪の起こりやすい状況になるため、12月16日から1月10日まで警察総合活動として金融機関に対する警戒等、街頭活動を強化する。特に12月31日から元旦にかけては初日の出暴走対策を実施する。

#### 【主な意見】

- ・資金繰りの苦しい中小企業者を狙った詐欺があるようだが、本当か。  
県内にもある。サラ金による借金を抱えている中小企業者に対する詐欺の被害の例もある。
- ・犯人は多重債務者ということはどうやって知るのか。  
サラ金の中には、他のサラ金と情報を共有する者があり、そのようなサラ金が次々に「金を貸してあげる」と寄ってくることになる。
- ・清水署の再編については、粘り強い住民との対話で、折り合いをつけてもらい、県警本部には感謝をしている。(副知事)

### 3 平成19年度決算検査報告への対応について【総務部】

総務部より、会計検査院の決算検査報告への対応につき説明があり、意見交換を行った。

#### 【説明概要】

- ・会計検査院の決算検査において、12道府県の国庫補助事業で指摘事項があった。
- ・本県では、預け金や一括払い、差替えなど悪質なものは無いと思われるが、賃金や旅費などで目的外使用があるかもしれないとのことで、先日知事と協議の上、調査を実施することとした。
- ・知事からは、調べることに腰が引けているイメージは良くない、過ちはいずれ表面化するものであるので恐れず過ちを正すべき、開かれた県庁として自ら調査し公表すべき、効率的な調査実施のためサンプル調査後に一斉調査をするといった検討をすべき、との指示があった。
- ・それらを踏まえ、平成19年度の本庁・出先機関の公共・災害復旧事業の事務費及び工事雑費等を対象にサンプル調査を行う。

#### 【主な意見】

- ・平成20年度決算にはどのように対応するのか。  
平成20年度分は科目更正ができるので、該当があれば必要な措置をしてほしい。
- ・今後、会計検査に対応していくためには、会計管理局が窓口として庁内の取りまとめ役をしてもらうことになると考えている。適正な執行のチェックを今後どのようにしていくかといったことにも関わってくるし、また、予算編成にも関わってくるので、財政当局と会計管理局が、土木部、農業振興部など各部と連携を取りながら進める必要がある。(副知事)
- ・国の予算も、非常に柔軟性がないということもあるのではないか。
- ・そのようなことを国に訴えていかなければならない。(副知事)
- ・例えば、以前、災害査定成功認定検査に来る査定官のために軽自動車5台を使用した時、災害用の車がうち3台しかなかった。災害査定のために山の中を走り、それを洗車したのに、3台分しか災害査定用の費用として認めないということを言われた。
- ・また、昨年度までは認められた職員の技術研修の基礎研修が、今年は県単で執行すべきとも言われた。そして、災害予算で雇用している臨時職員が、都合で道路班に座っている場合、仕事の割合はどのように見るのか、非常に悩ましい点もある。
- ・各県とも話をし、連携をして、補助制度の仕組みでもおかしなところは国に言っていく必要がある。(副知事)